

令和2年度国土交通省税制改正概要

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

都市の魅力の向上

- ①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2に軽減)の創設
- ②新たな農地保全に係る地区計画制度に対する相続税・贈与税等の納税猶予の適用
- ③都市の内部で低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための特例措置の延長
 - 1) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地等の取得等に係る流通税の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)、所有権移転登記(本則2%→1%)
 - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除
 - 2) 立地誘導促進施設協定に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 2/3に軽減)の2年間延長

II. 成長力・国際競争力の強化

不動産市場の活性化

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則5%→4%等)

III. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置(所得税等)
- 都市再生特別措置法の改正に伴う税制上の所要の措置(都市計画税)
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の拡充・延長(所得税・法人税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

2. 他省庁主管

- 復興特区税制に関する所要の措置
- 福島特措法税制に関する所要の措置